

# ろうさいほけんせいど 労災保険制度

<p>ろうどうしゃ しごと つうきん ふうしょう しっぺい しょうがい しぼう たい きゅうふ おこな 労働者の仕事または通勤による負傷、疾病、障害、死亡に対する給付を行います。</p>	
<p>りょうよう ほしょう とうきゅうふ 療養（補償）等給付</p>	<p>していびょういんどう むりょう ちりょう う 指定病院等においては無料で治療を受けることができ、指定病院以外では一度治療費を自己負担で支払った後に請求することでその費用が支給されます。</p>
<p>きゅうぎょう ほしょう とうきゅうふ 休業（補償）等給付</p>	<p>ぎょうむさいがいとう りょうよう きゅうぎょう ちんぎん う 業務災害等によって療養のため休業し賃金が受けられないときに、休業4日目から支給されます。</p>
<p>しょうびょう ほしょう とうねんきん 傷病（補償）等年金</p>	<p>ぎょうむさいがいとう しょうびょう りょうようかいしご ねん げつけいか 業務災害等による傷病が療養開始後1年6 か月経過した日または同日後において、傷病が治っておらず傷病等級第1級から第3級に該当するときに支給されます。</p>
<p>かいご ほしょう とうねんきん 介護（補償）等年金</p>	<p>しょうがい ほしょう とうねんきん しょうびょう ほしょう とうねんきんじゅきゅうしゃ 障害（補償）等年金または傷病（補償）等年金受給者で第1、2級障害等のため、常時または随時介護を受けているときに、その介護費用として支出した額等（上限あり）が支給されます。</p>
<p>しょうがい ほしょう とうきゅうふ 障害（補償）等給付</p>	<p>ぎょうむさいがいとう しょうびょう ちゆ しょうじょうこてい あと 業務災害等による傷病が治癒（症状固定）した後に、一定の障害が残った場合に障害等級に応じて年金または一時金として支給されます。</p>
<p>いそく ほしょう とうきゅうふ 遺族（補償）等給付</p>	<p>ぎょうむさいがいとう ろうどうしゃ しぼう ばあい いったい 業務災害等により労働者が死亡した場合に、一定の遺族には年金として、年金として受ける遺族がいない場合等は一定の遺族に一時金として支給されます。</p>
<p>そうさいりょうとう そうさいきゅうふ 葬祭料等（葬祭給付）</p>	<p>ぎょうむさいがいとう しぼう ばあい そうさい おこな もの たい 業務災害等により死亡した場合に、葬祭を行う者に対し、支給されます。</p>